

火山研究推進委員会の設置について（案）

令和2年 2月 日
科学技術・学術審議会
測地学分科会

科学技術・学術審議会測地学分科会運営規則（平成13年3月15日測地学分科会決定）第3条第1項に基づき、測地学分科会に下記の委員会を置く。

記

委員会	調査事項
火山研究推進委員会	火山に関する研究開発のあり方について調査を行う。

（参考）科学技術・学術審議会測地学分科会運営規則（平成13年3月15日測地学分科会決定）抜粋第3条第1項 分科会及び部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。